

第9章(就業規則)

就業規則の作成手続きと労働協約の関係について定めています。

第10章(寄宿舍)

使用者が事業の付属寄宿舍に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない等の規定と安全衛生について定めています。

第11章(監督機関)

監督組織、労働基準監督官の義務の規定。

第12章(雑則)

労働者名簿や賃金台帳等に関する規定、就業規則の周知義務についての規定、権利の消滅、時効などの規定。

第13章(罰則)

労働基準法の各条項の遵守がされるよう、違反に対する罰則とその内容について定めています。